

如取効十ヲ相ミテ川崎ニ本出流所ヲ訪問シ抗議シ申込ニ答

一合同組合制

の本紛議ハ長久保組合長ノ私情ニ端シテ生ジタル傾向アリ  
且中華合盟側ニ組合長ノ目撃トモルシ以テ各理事長等ハ再三  
長久保ノ辭職ヲ勧告スレ所アリシニ長久保ハ其ノ理由ナントモ  
シラズ處セズ

12月12日幹部會ヲ開キシルカ幹部一合ハ辭職ノ勧告ニ爲  
長久保ハ其ノ理由ナントモ力説シ保留トナリタルカ十四日迄ニ  
辭職シ組合長員ノ任事中華合盟ト對立ニ決テ

12月16日川崎署カ乱雑者ノ檢考ヲ行ヒタルカ直チニ之ヲ執  
取セルハ不審ニシテ乱雑者ハ依然引續キ乱雑ヲ行ヒツ、ナリ  
之レ再許可ヲシテ危險ナラシムルニナリトシ川崎署及川崎  
土木出張所ニ訪問取締ノ徹底方ヲ要請スル様様ナリ  
右及申(通)很候也

6. 5. 27  
2499

芳社第二〇〇八號

昭和六年五月廿三日 警視總監 高橋守雄

内務大臣 安達謙藏  
社會局長 長官殿  
神奈川県知事 殿

多摩川砂利採取ニ關スル紛議ニ關スル件 (解決)

標記紛議ハ五月廿一日山崎解決マシタ狀況左記ノ通り

記

一 中華合盟側ノ動靜

12月16日大衆党代表加藤勤十日本運輸側屋 博部嘉雄ハ同盟